

◎養ほう振興法の一部を改正する法律

(平成二四年六月二七日法律第四五号)(衆)

一、提案理由(平成二四年六月一九日・衆議院本会議)

○吉田公一君　ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、近年の養蜂を取り巻く環境の変化、農作物等の花粉受精において養蜂が果たす役割の重要性等に鑑み、養蜂の振興を図るため、養蜂業者に課されている養蜂の届け出義務を、ミツバチの飼育を行う者にも課するとともに、蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置、蜜源植物の保護及び増殖に関する施策等について定めるものであります。

本案は、本日の農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院農林水産委員長報告(平成二四年六月二〇日)

○小川勝也君　ただいま議題となりました両法律案につきまして

て、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

(略)

次に、養ほう振興法の一部を改正する法律案は、近年の養蜂を取り巻く環境の変化、農作物等の花粉受精において養蜂が果たす役割の重要性等に鑑み、養蜂業者に課されている養蜂の届け出義務を養蜂業者のほか蜜蜂の飼育を行う者にも課するとともに、蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置、蜜源植物の保護及び増殖に関する施策等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長吉田公一君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。